

厚生年金基金における延滞金の計算について

(関東信越厚生局健康福祉部企業年金課)

平成31年1月1日以降の厚生年金保険料等に係る延滞金の割合が示されました。

(平成30年と同様です)

1. 延滞金の割合の特例の具体的内容

(1) 延滞金の割合(厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)附則第17条の14)(以下「法」という。)

国税徴収の例にならい、各年の特例基準割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する特例基準割合をいう。以下同じ。)が年7.3%の割合に満たない場合のその年中における延滞金の割合は以下のとおりとなる。

- ① 納期限の翌日から三月を経過する日までの期間
当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)
- ② 納期限の翌日から三月を経過する日の翌日以後の期間
当該特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合

(2) 延滞金の割合の特例が適用される範囲

広く事業主が負担・納付義務を負っている厚生年金保険料、健康保険料等とし、法施行日(平成22年1月1日)以後の滞納期間に対応する延滞金を算出するにあたり適用される。

解説

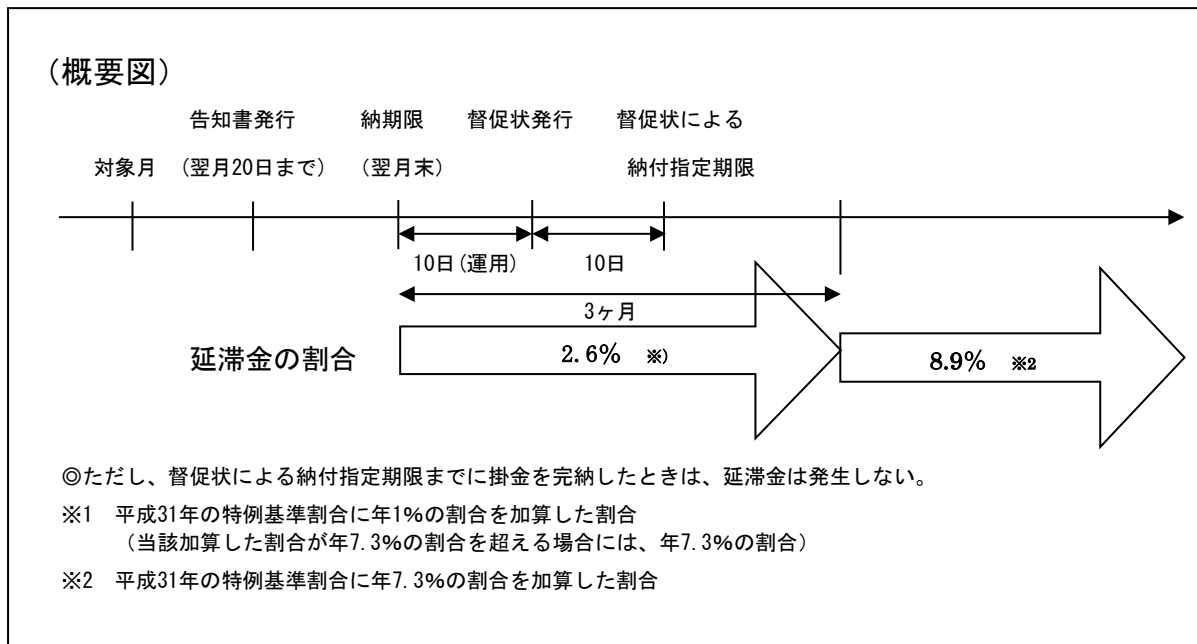
【延滞金の調査決定】

延滞金の調査決定は、掛金等債権額百円につき年14.6%(納期限の翌日から三月を経過するまでの期間については、年7.3%)の割合で、履行期限の翌日から、当該債権完納または財産差押の日の前日までの日数をその計算の基礎とするものであること。

ただし、各年の特例基準割合(平成31年は1.6%)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とする。(事務取扱い準則第六の五(2))

各年の延滞金の割合は、下表のとおりになります。

期間	延滞金の割合	
	納期限の翌日から 3月を経過する日まで	納期限の翌日から 3月を経過する日の翌日以後
平成22年1月1日～平成26年12月31日	4.3%	14.6%
平成27年1月1日～平成28年12月31日	2.8%	9.1%
平成29年1月1日～平成29年12月31日	2.7%	9.0%
平成30年1月1日～平成30年12月31日	2.6%	8.9%
平成31年1月1日～平成31年12月31日	2.6%	8.9%



2. 延滞金計算の考え方

(1) 延滞金の対象となる日数

延滞金の対象となる日数(以下「延滞日数」という。)は、納期限の翌日から掛金完納又は財産差押の日の前日までの期間の日数となります。

また、掛金が分割納付された場合、延滞金を計算する際の第二回目以降の延滞日数は、前回の分割納付日の当日から、今回の分割納付日の前日又は掛金完納日等の前日までとなります。

なお、督促状による納付指定期限までに掛金を完納したときは、延滞金は発生しません。

(2) 延滞金の計算式

延滞金は次の計算式で計算します。掛金が分割納付された場合の分納ごとの金額の計算についても同様です。

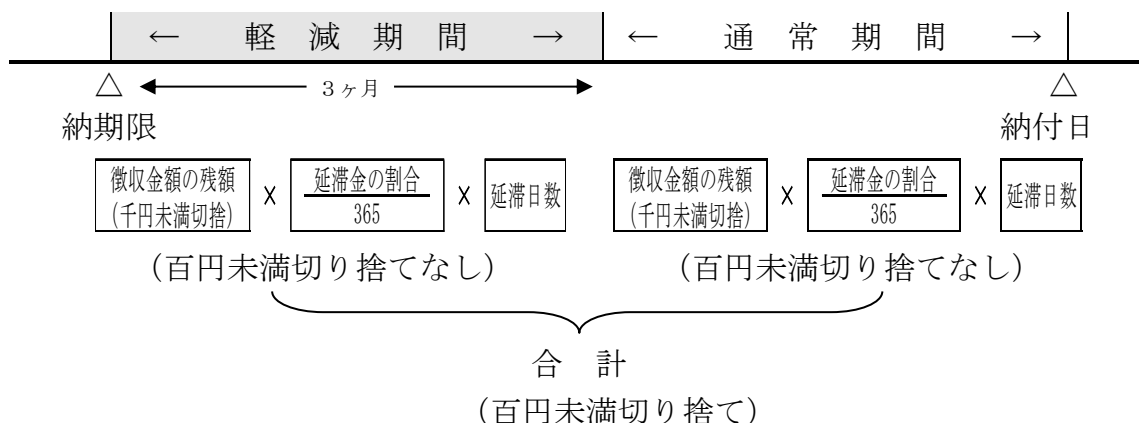
$$\boxed{\begin{array}{c} \text{徴収金額の残額※} \\ \text{(千円未満切捨)} \end{array}} \times \boxed{\frac{\text{延滞金の割合}}{365}} \times \boxed{\text{延滞日数}}$$

※掛金完納日等又は分割納付日の前日の残額。以下同じ。

(3) 延滞金の割合が軽減される期間と通常の割合の期間にわたる場合の計算

(納付日が納期限の翌日から三月を経過する日までの期間(以下「軽減期間」という。))
を超えて、納期限の翌日から三月を経過する日の翌日以後の期間(以下「通常期間」
という。以下同じ)の場合)

通常期間に完納したときは、軽減期間と通常期間で別々に計算した金額
(端数処理なし)を合計し、百円未満の端数を切り捨てた額が当該月の延滞
金額となります。



3. 延滞金を計算する際の留意事項

延滞金の計算に当たっては、以下のことに留意してください。

① 掛金種別ごとに延滞金は計算する。

延滞金は掛金の種別ごとに計算をします。基本標準掛金、加算標準掛金等の種別ごとに計算し、それぞれで百円未満の端数を切り捨てます。

② 延滞金額の百円未満の端数は、最後に切り捨てる。

延滞金額は、軽減期間に完納(一括納付)の場合は、前述「2.(2)」の計算式で計算した額の百円未満の端数を切り捨てた額。

通常期間に完納(一括納付)の場合は、「2.(3)」のとおり、軽減期間内及び通常期間内のそれぞれで計算した金額の百円未満の端数を残した額を合計し、最後に、その合計した額の百円未満の端数を切り捨てます。なお、掛金が分割納付された場合も同様です。

③ 「納期限の翌日から三月を経過する日」とは、納期限の翌日から三月を経過した日の前日である。

延滞金の割合が軽減される期間は、納期限の翌日から三月を経過する日まで

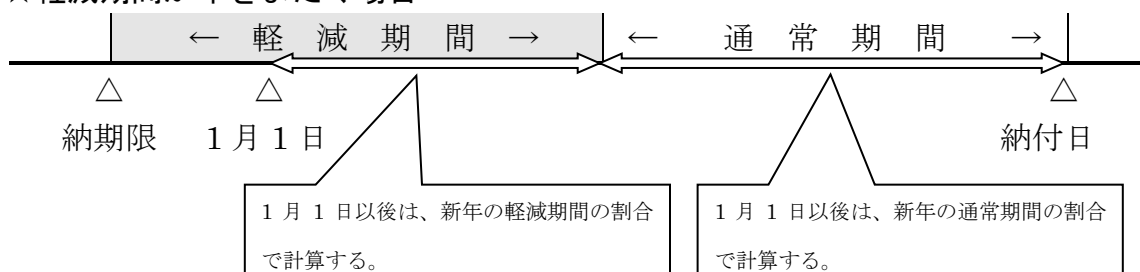
の期間になります。「三月を経過する日」とは、納期限の翌日から三月が経過した日の前日のことです。

例えば、納期限が平成31年1月4日の場合、納期限の翌日の1月5日から三月が経過した日は4月5日であり、その前日の4月4日が「三月を経過する日」となります。したがって、1月5日から4月4日までの期間については、延滞金の割合が軽減されることになります。

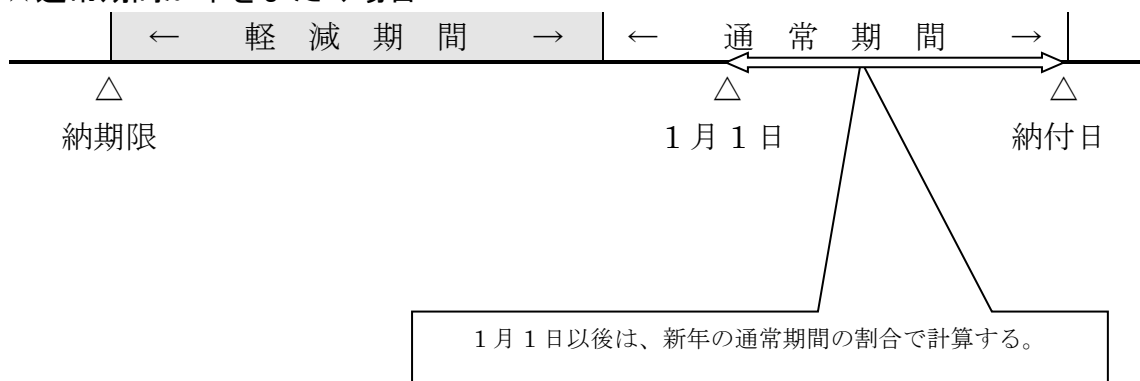
- ④ 延滞金の対象となる期間（軽減期間又は通常期間）が、年をまたいだ場合は、1月1日以後の期間については、新年の割合を使用する。

（具体例は《計算例3》参照）

★軽減期間が年をまたぐ場合



★通常期間が年をまたぐ場合



4. 延滞金の計算例

以下、具体例により説明します。

《計算例1》一括納付の場合

平成31年4月分掛金 納期限：平成31年5月31日

(徴収金額)

基本標準掛金 763,426 円

事務費掛金 42,326 円

(1) 平成31年7月25日に全額収納した場合

平成31年4月分基本標準掛金の延滞金

$$763,000 \text{ 円} \times 2.6\% \div 365 \text{ 日} \times (\text{日数})54 \text{ 日} = 2,900 \text{ 円}$$

(千円未満切り捨て)

(百円未満切り捨て)

平成31年4月分事務費掛金の延滞金

$$42,000 \text{ 円} \times 2.6\% \div 365 \text{ 日} \times (\text{日数})54 \text{ 日} = 100 \text{ 円}$$

(千円未満切り捨て)

(百円未満切り捨て)

(2) 平成31年9月25日に全額収納した場合

平成31年4月分基本標準掛金の延滞金

$$\textcircled{1} \quad 763,000 \text{ 円} \times 2.6\% \div 365 \text{ 日} \times (\text{日数})92 \text{ 日} = 5,000.2630 \dots (\text{切り捨てなし})$$

$$\textcircled{2} \quad 763,000 \text{ 円} \times 8.9\% \div 365 \text{ 日} \times (\text{日数})24 \text{ 日} = 4,465.1178 \dots (\text{切り捨てなし})$$

(千円未満切り捨て)

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} = 9,400 \text{ 円}$$

(百円未満切り捨て)

平成31年4月分事務費掛金の延滞金

$$\textcircled{3} \quad 42,000 \text{ 円} \times 2.6\% \div 365 \text{ 日} \times (\text{日数})92 \text{ 日} = 275.2438 \dots (\text{切り捨てなし})$$

$$\textcircled{4} \quad 42,000 \text{ 円} \times 8.9\% \div 365 \text{ 日} \times (\text{日数})24 \text{ 日} = 245.7863 \dots (\text{切り捨てなし})$$

(千円未満切り捨て)

$$\textcircled{3} + \textcircled{4} = 500 \text{ 円}$$

(百円未満切り捨て)

《計算例2》分割納付の場合

平成31年4月分掛金 納期限：平成31年5月31日

(徴収金額)

基本標準掛金 763,426円

事務費掛金 42,326円

分納回数	納付日	納付額	基本標準掛金	事務費掛金
1回目	H31.7.25	500,000	内入 500,000	0
2回目	H31.9.25	250,000	内入 250,000	0
3回目	H31.10.25	30,000	13,426	内入 16,574
4回目	H31.11.24	25,752	0	25,752

平成31年4月分基本標準掛金の延滞金

分納1回目 (計算期間：6月1日から7月24日)

$$\textcircled{1} \quad 763,000 \text{円} \times 2.6\% \div 365 \text{日} \times (\text{日数})54 \text{日} = 2,934.9369 \dots (\text{切り捨てなし})$$

(千円未満切り捨て)

分納2回目 (計算期間：7月25日から9月24日)

$$\textcircled{2} \quad 263,000 \text{円} \times 2.6\% \div 365 \text{日} \times (\text{日数})38 \text{日} = 711.9013 \dots (\text{切り捨てなし})$$

$$\textcircled{3} \quad 263,000 \text{円} \times 8.9\% \div 365 \text{日} \times (\text{日数})24 \text{日} = 1,539.0904 \dots (\text{切り捨てなし})$$

(千円未満切り捨て)

分納3回目 (計算期間：9月25日から10月24日)

$$\textcircled{4} \quad 13,000 \text{円} \times 8.9\% \div 365 \text{日} \times (\text{日数})30 \text{日} = 95.0958 \dots (\text{切り捨てなし})$$

(千円未満切り捨て)

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} = 5,200 \text{円}$$

(百円未満切り捨て)

平成31年4月分事務費掛金の延滞金

(計算期間：6月1日から10月24日)

$$\textcircled{5} \quad 42,000 \text{円} \times 2.6\% \div 365 \text{日} \times (\text{日数})92 \text{日} = 275.2438 \dots (\text{切り捨てなし})$$

$$\textcircled{6} \quad 42,000 \text{円} \times 8.9\% \div 365 \text{日} \times (\text{日数})54 \text{日} = 553.0191 \dots (\text{切り捨てなし})$$

(千円未満切り捨て)

分納4回目 (計算期間：10月25日から11月23日)

⑦ $25,000 \text{ 円} \times 8.9\% \div 365 \text{ 日} \times (\text{日数})30 \text{ 日} = 182.8767 \dots$ (切り捨てなし)
(千円未満切り捨て)

⑤+⑥+⑦ = 1,000 円
(百円未満切り捨て)

《計算例3》年をまたぐ場合

平成30年10月分掛金 納期限：平成30年11月30日
(徴収金額)
基本標準掛金 763,426 円
事務費掛金 42,326 円

平成31年4月1日に全額収納した場合

平成30年10月分基本標準掛金の延滞金

① $763,000 \text{ 円} \times 2.6\% \div 365 \text{ 日} \times (\text{日数})31 \text{ 日} = 1,684.8712 \dots$ (切り捨てなし)
② $763,000 \text{ 円} \times 2.6\% \div 365 \text{ 日} \times (\text{日数})59 \text{ 日} = 3,206.6904 \dots$ (切り捨てなし)
③ $763,000 \text{ 円} \times 8.9\% \div 365 \text{ 日} \times (\text{日数})31 \text{ 日} = 5,767.4438 \dots$ (切り捨てなし)
(千円未満切り捨て)

①+②+③ = 10,600 円
(百円未満切り捨て)

平成30年10月分事務費掛金の延滞金

④ $42,000 \text{ 円} \times 2.6\% \div 365 \text{ 日} \times (\text{日数})31 \text{ 日} = 92.7452 \dots$ (切り捨てなし)
⑤ $42,000 \text{ 円} \times 2.6\% \div 365 \text{ 日} \times (\text{日数})59 \text{ 日} = 176.5150 \dots$ (切り捨てなし)
⑥ $42,000 \text{ 円} \times 8.9\% \div 365 \text{ 日} \times (\text{日数})31 \text{ 日} = 317.4739 \dots$ (切り捨てなし)
(千円未満切り捨て)

④+⑤+⑥ = 500 円
(百円未満切り捨て)

5. Q & A

Q 1. 平成 21 年 12 月 31 日以前に納期限の到来する掛金に対する延滞金は、徴収金額の千円未満の端数を切り捨てた額に、延滞日数と 0.04% を乗じて計算していました。平成 22 年 1 月 1 日以後の滞納期間に対する延滞金は、例えば平成 31 年中の軽減期間の割合は年 2.6%、通常期間の割合は年 8.9% であり、一日当たりの割合を計算すると 365 日では割り切れません。この場合の端数処理はどうすればよいですか。

A 1. 一日当たりの割合を出す場合に端数処理は行いません。延滞金の計算式は「徴収金額の残額（千円未満切捨）×延滞金の割合÷365 日×延滞日数」となり、計算した金額の百円未満の端数のみを最後に切り捨てます。
なお、延滞金の割合は、うるう年についても 365 日当たりの割合になります。366 日当たりの割合ではありませんのでご注意ください。

Q 2. 従来は、延滞金のうち予定利率相当（年 5.5%）分で計算した額を年金経理へ繰入っていました。平成 22 年以降は一定期間の延滞金の割合が軽減され、延滞金額が予定利率相当分に満たない場合があります。この場合の年金経理への繰入れはどのようにすればよいですか。

A 2. 延滞金の年金経理への繰入れの趣旨は、徴収金額の運用収益の損失分です。年金経理へ繰入れる額の計算方法の定めはありませんが、この趣旨から考えて、軽減期間内に完納され、完納した日の前日までの日数により計算した延滞金額が運用収益の損失分に満たない場合については、収納後、当該延滞金を全額年金経理に繰入れるのがよいと考えます。
なお、納期限の翌日から三月を超える日までの日数により計算した延滞金額が運用収益の損失分に満たない場合についても同様です。

Q 3. 平成 28 年 12 月分掛金の納期限は平成 29 年 1 月 31 日であることから、2 月 1 日から三月を経過する日は 4 月 30 日の日曜日となります。この場合、三月を経過する日は、翌日の休日でない日の 5 月 1 日となるのですか。

A 3. 三月を経過する日が土日・祝祭日であっても、その日が経過する日となります。